

岩手県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市和賀町後藤地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年7月22日から同年12月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量